

【概要版】

伊豆市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

【計画期間：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】



令和6（2024）年3月

伊豆市

計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は総務省統計局によると、令和5年10月1日現在、1億2,434万人となっており平成23年以降減少が続いています。しかし、高齢者人口は3,621万人まで上昇し、総人口に占める高齢者割合は29.1%となり、人口、割合共に過去最高となっています。今後、令和7年には団塊の世代全員が後期高齢者となり、また令和22年には団塊ジュニア世代（昭和46年～49年生まれ）の第2次ベビーブーム世代が65歳以上となることで、高齢者人口は3,921万人となる見込みとなっています。

高齢化の進行は本市においても例外ではなく、令和5年10月1日現在で高齢化率は42.4%となっており、令和22年には50.7%となる見込みとなっています。このような中で、地域で誰もが自分らしい暮らしを実現していただくためには、地域共生社会の根幹となる地域包括ケアシステムの深化を図っていくことが必要不可欠です。

本計画は、以上のような背景、本市の状況や高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る一方で、現役世代の急減と後期高齢者の急増が見込まれる令和22年を見据えた中長期的な視点をもって、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保することを目指すとともに、高齢者福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図り、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心した生活を送ることができるまちづくりの推進のために策定するものです。

計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）は、老人福祉法において介護保険事業計画と一体のものとして作成することが定められていることから、計画期間は令和6年度～令和8年度となります。

また、本計画は、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年度を見据え、中長期的な視点を持った計画となります。

◆計画の期間

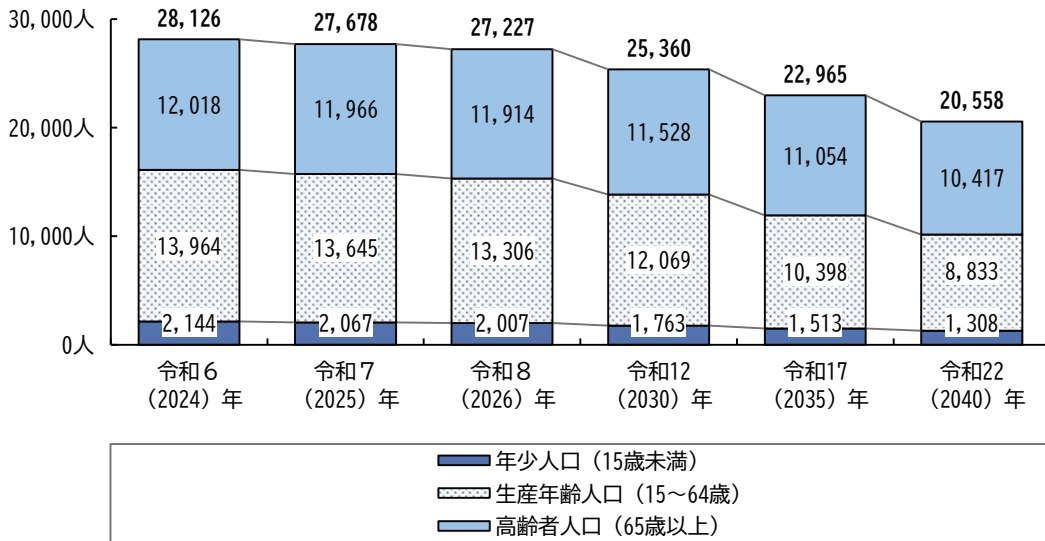
令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	～	令和22 (2040) 年度
前回計画 の見直し		団塊の世代が 75歳以上						団塊ジュニア世代が 65歳以上
	伊豆市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 (本計画)							
			見直し	伊豆市高齢者保健福祉計画 第10期介護保険事業計画 (次期計画)				
	令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点							

将来人口の推計

(1) 人口推計

令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にして算出した令和6年以降の総人口は減少傾向で推移し、計画最終年の令和8年で27,227人、中長期的にみると令和22年で20,558人になると予測されます。

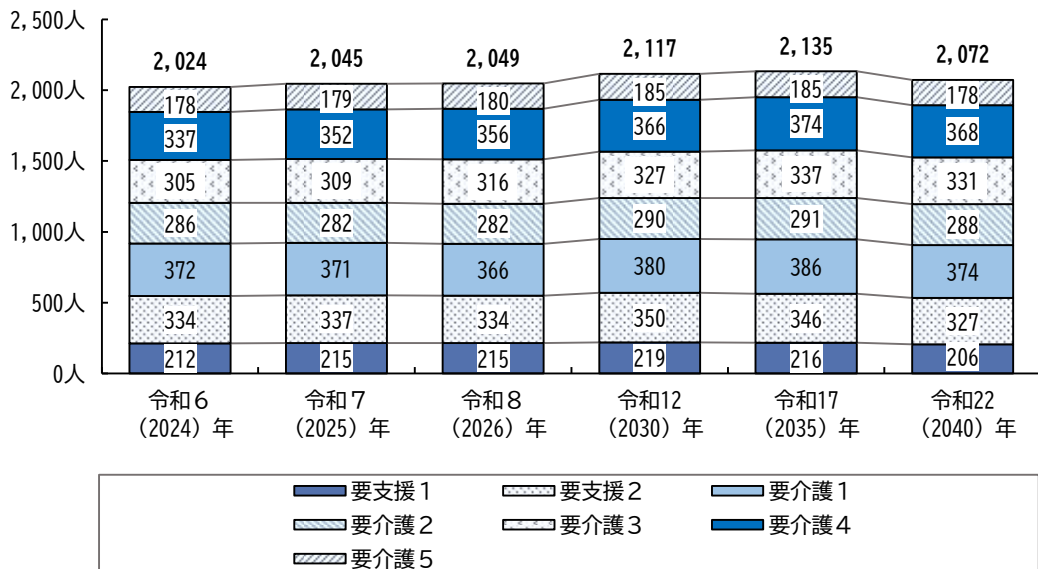
◆人口の推移



(2) 要介護等認定者数の推移

令和6年以降の人口推計と認定率の実績を基に算出した令和6年以降の要介護等認定者数は、増加傾向で推移し、計画最終年の令和8年で2,049人、中長期的にみると令和12年で2,117人、令和17年で2,135人に増加し続けて、令和22年で2,072人に減少すると予測されます。

◆要介護等認定者数の推移



高齢者が安心して暮らせるまちづくり

基本目標1 みんなでつくる地域共生のまち

高齢化の進行や支え手の減少が進む中、誰もが地域の一員として地域課題の解決に取り組み、みんなで支えあう地域をともに創っていく地域共生社会を実現していくことが必要不可欠です。みんなで支えあう地域共生社会を目指し、各日常生活圏域の特性を踏まえた本市の地域包括ケアシステムを深化させ、誰もが住み慣れた地域で、支え合い、助け合いながら安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる体制づくりを推進します。

基本目標2 優しさと生きがいに満ちた高齢者福祉のまち

心身が健康であることや誰もが社会の中で役割を持ち、社会とつながることは、高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素です。いつまでもいきいきと健康で生きがいや役割を持って暮らせるよう、住民主体の通いの場の充実を図るとともに、趣味やスポーツ、レクリエーション活動の振興を進め、高齢者が豊かな経験、知識、技術を生かし、様々な分野で地域社会に参加し、貢献できる地域づくりを推進します。

また、高齢者が安心して生活できるよう、防犯・防災・感染症対策を推進するとともに、高齢者にやさしいまちづくりを展開します。

基本目標3 介護サービスの充実した安らぎのまち

介護サービスは、高齢者が住み慣れた地域で生活していくために必要不可欠です。要支援、要介護の状態になっても、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、介護保険制度の持続可能性や自立支援を一人ひとりが目指すという視点の下、高齢者のニーズにきめ細やかに対応できる介護サービスの充実を図ります。

また、介護人材の確保や家族介護者の支援等を行うことで、安心して介護を受けられるまちづくりを展開していきます。

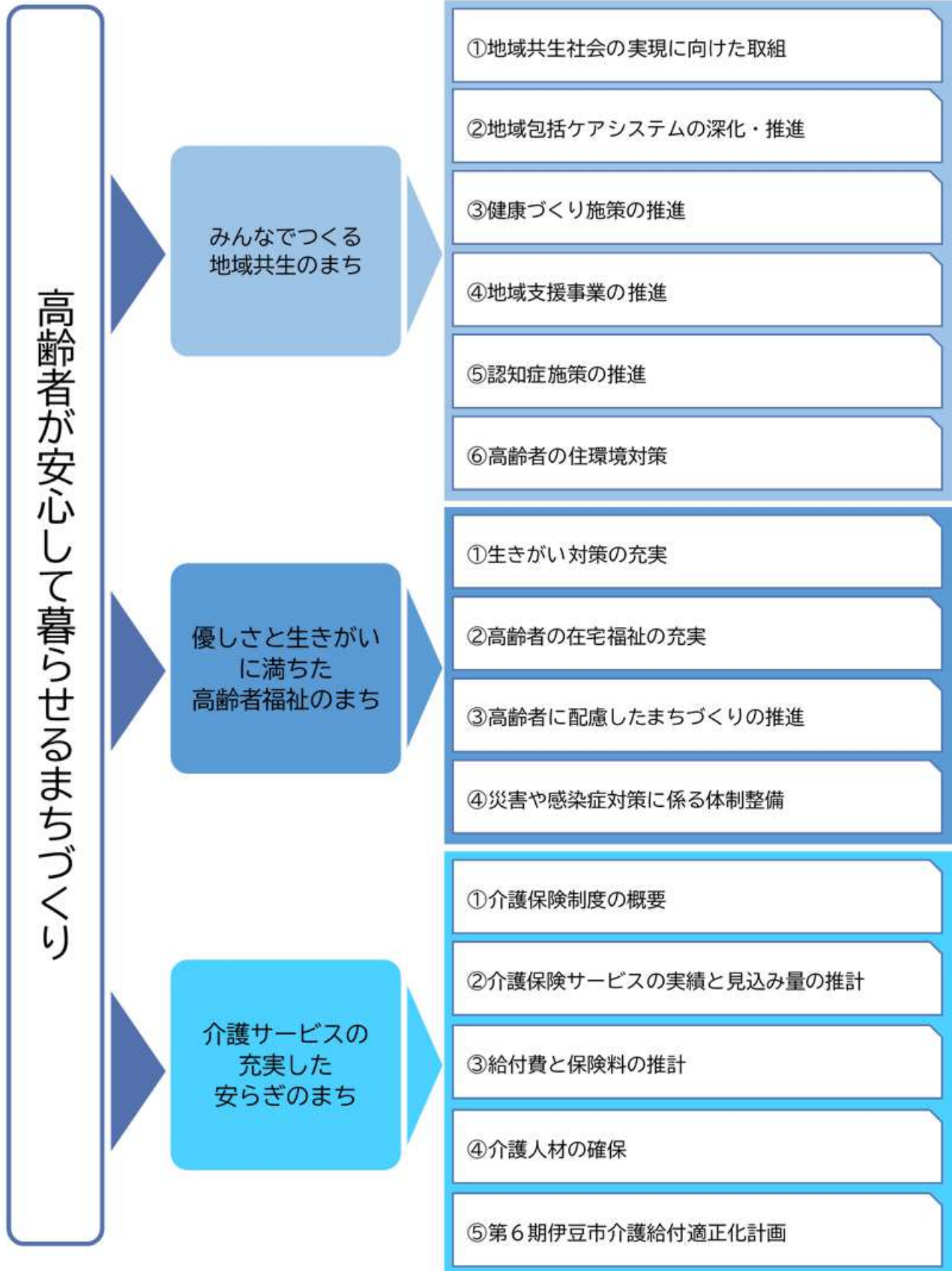
施策の体系

基本理念・基本目標のもとに、高齢者福祉、介護保険の施策・事業を展開します。

基本理念

基本方針（施策の指針）

施策



伊豆市の地域包括ケアシステム

～高齢者・地域住民の安心した生活のために～

医療

病院・診療所
歯科医院・薬局



介護

在宅系サービス
施設・居住系サービス
介護予防サービス



医療と介護の連携

住まい

相談・コーディネート

地域包括支援センター
ケアマネジャー
福祉相談センター

重層的支援体制整備
生活支援体制整備
認知症施策

生活支援・介護予防

いつまでも元気に暮らすために

社会福祉協議会

自治会

シルバー
人材センター

住民主体の支え合い活動

ロコトレOB会

NPO法人

サロン

ボランティア

認知症カフェ

居場所

地域資源の活用

老人クラブ

サービスB



第1号被保険者の介護保険料

◆第9期介護保険料の算出

第9期計画期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までについて、本市における介護サービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

試算の結果、保険料基準月額5,600円と算出されました。なお、算出にあたって、被保険者の所得等に応じた保険料段階は13段階に設定しました。

◆第9期介護保険料の算出

(単位：円・人)

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	合計
標準給付費見込額 (A)	3,493,689,161	3,553,996,152	3,590,787,858	10,638,473,171
地域支援事業費 (B)	195,003,377	193,951,178	193,402,046	582,356,601
第1号被保険者負担分相当額 (C) 【(A+B×第1号被保険者 負担割合23%)】	848,399,284	862,027,886	870,363,678	2,580,790,848
調整交付金相当額	180,174,152	183,142,367	184,955,465	548,271,983
調整交付金見込額	193,867,000	195,230,000	190,134,000	579,231,000
介護給付費準備基金取崩額				83,500,000
保険料収納必要額 (D)				2,455,582,830
予定保険料収納率 (E)				98.90
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (F)	12,371	12,317	12,263	36,951
保険料基準額 (年額) (G) 【D÷E÷F】				67,200
保険料基準額 (月額) (H) 【G÷12】				5,600

◆第9期計画の保険料

被保険者の所得段階に応じて、介護保険料の負担割合を調整するもので、国の標準が13段階と変更となることから、本市においても第9期より従来の9段階から13段階へと区分を変更します。

また、基準額は「第5段階」の金額となります。

◆第9期における介護保険料の多段階化

所得段階	負担割合	月額	年額	対象者
第1段階	基準額 ×0.455 (0.285)	2,541円 (1,591円)	30,500円 (19,100円)	生活保護の受給者又は、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税又は、世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入と前年の合計所得金額との合計が80万円以下
第2段階	基準額 ×0.685 (0.485)	3,833円 (2,708円)	46,000円 (32,500円)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と前年の合計所得金額との合計が80万円を超え120万円以下
第3段階	基準額 ×0.69 (0.685)	3,858円 (3,833円)	46,300円 (46,000円)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と前年の合計所得金額との合計が120万円を超過
第4段階	基準額 ×0.90	5,033円	60,400円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、本人の課税年金収入と前年の合計所得金額との合計が80万円以下
第5段階	基準額	5,600円	67,200円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、本人の課税年金収入と前年の合計所得金額との合計が80万円を超過
第6段階	基準額 ×1.20	6,716円	80,600円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階	基準額 ×1.30	7,275円	87,300円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満
第8段階	基準額 ×1.50	8,400円	100,800円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満
第9段階	基準額 ×1.70	9,516円	114,200円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満
第10段階	基準額 ×1.90	10,633円	127,600円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満
第11段階	基準額 ×2.10	11,758円	141,100円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満
第12段階	基準額 ×2.30	12,875円	154,500円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満
第13段階	基準額 ×2.40	13,433円	161,200円	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上

伊豆市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 概要版

令和6(2024)年3月 策定

発行 伊豆市健康福祉部健康長寿課

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2

電話：0558-72-9860

URL：www.city.izu.shizuoka.jp